

○国土交通省告示第四百八十五号  
 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

令和元年八月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

飛行制限区域を定める告示

1 次の表の上欄に掲げる区域の上空については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる航空機の飛行を禁止する。

区 域	期 間	航 空 機
皇居（北緯三十五度四十一分一秒東経百三十九度四十五分十五秒）を中心とする半径二十五海里の円内の区域	令和元年 十月二十 一日から 十月二十 五日まで	次に掲げる飛行を行う航空機以外の航空機 一 海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 二 自衛隊の使用する航空機による警戒

2 国土交通大臣は、前項の表の中欄の規定により期間を定めるときは、航空情報により公表するものとす。これを変更したときも、同様とする。

	<p>の間で、 航空機の 飛行に関 し危険を 生ずるお それを考 慮して、 国土交通 大臣が別 に定める 期間</p>	<p>監視等を任務とする飛行 三 都道府県警察の使用する航空機による警備を任務とする飛行 四 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を飛行することを指示又は承認された飛行</p>
--	---	--